

公募物件説明書

(1) 自動販売機の設置場所の確認や現地確認等は、前原高等学校に直接お問い合わせください。

(2) 公募台数について「地域要件A」、「地域要件B」に分類して募集台数を設定しています

【地域要件Aのものについて申込みができる方】

：過去5年以内に自動販売機設置の実績があること。設置事業者の住所又は所在地を問わない。

【地域要件Bのものについて申込みができる方】

- ・ 設置事業者個人の場合は、その住所が当該県有施設所在の市町村にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設の所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。
- ・ 設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が沖縄県内にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積(m ²)		設置事業者の地域要件(注1)	販売品目(注2)	子メーターの設置	位置図(注3)	最低貸付料年額(円)(注4)	参考(注5)
				幅(m)×奥行(m)							
1	前原高校	〒904-2213 うるま市宇田場 1827番地	平成31年 4月 1日 から (2019年4月1日) 平成34年 3月31日 まで (2022年3月31日)	自動販売機 1.40 × 1.10	1.54	B	別表1	要	A B C	1,801円	82,406本 販売実績 H30.4~H30.12
2	前原高校	〒904-2213 うるま市宇田場 1827番地	平成31年 4月 1日 から (2019年4月1日) 平成34年 3月31日 まで (2022年3月31日)	自動販売機 1.40 × 1.10	1.54	B	別表1	要	D		H30.4時点生徒数 940名

(注1) 応募者の地域要件A・・・過去5年以内に自動販売機の実績があり、設置事業者の住所又は所在地は問いません。

応募者の地域要件B・・・設置事業者が個人の場合は、その住所が当該県有施設所在の市町村にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。
設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が沖縄県内にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

(注2) **販売品目**は、平成31年2月1日(金)～平成31年2月20日(水)までに、**前原高校と協議**した上で、**公募申込み**してください。

別表1

物件1	缶、ペットボトル、紙パック等密閉式の容器とした、 お茶(必須) 、 水(必須) 、 スポーツドリンク(必須) 、微炭酸飲料、果実飲料等(ビタミンを含む)、牛乳及び乳酸飲料、栄養補助食品。(容器についてびん類は不可とする) ただし、炭酸飲料、ブラック以外のコーヒー、紅茶等糖分の多い飲料水を除く。
物件2	お茶、微炭酸飲料、果樹100%ジュース、飲料等(ビタミンを含む)の他に 栄養補助食品(固形物)もしくは乳酸菌飲料等(ヨーグルト類)のどちらかを必ず含むこと 。ただし、炭酸飲料、ブラック以外のコーヒー、紅茶等糖分の多い飲料水を除く。(容器についてびん類は不可とする)

- (注3) ① 設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の、扉の開閉等に支障がある場合があるので、応募前に前原高校担当者と連絡をとり、現場を確認してください。(図-①、図-② 参照)
- ② 物件1については、県の定める最低貸付料以上で応募した者のうち、応募価格の高い上位3者を設置事業者とする。
- ③ 自動販売機の設置場所(A～C)については、②の上位順に業者が選定できるものとする。

(注4) 貸付期間が年度途中に開始するときは、年額貸付料を月割りした額を初年度の年額貸付料とします。

(注5) 設置事業者から報告された平成30年4月～12月までの販売本数を集計した数値(3台分)です。

公募条件

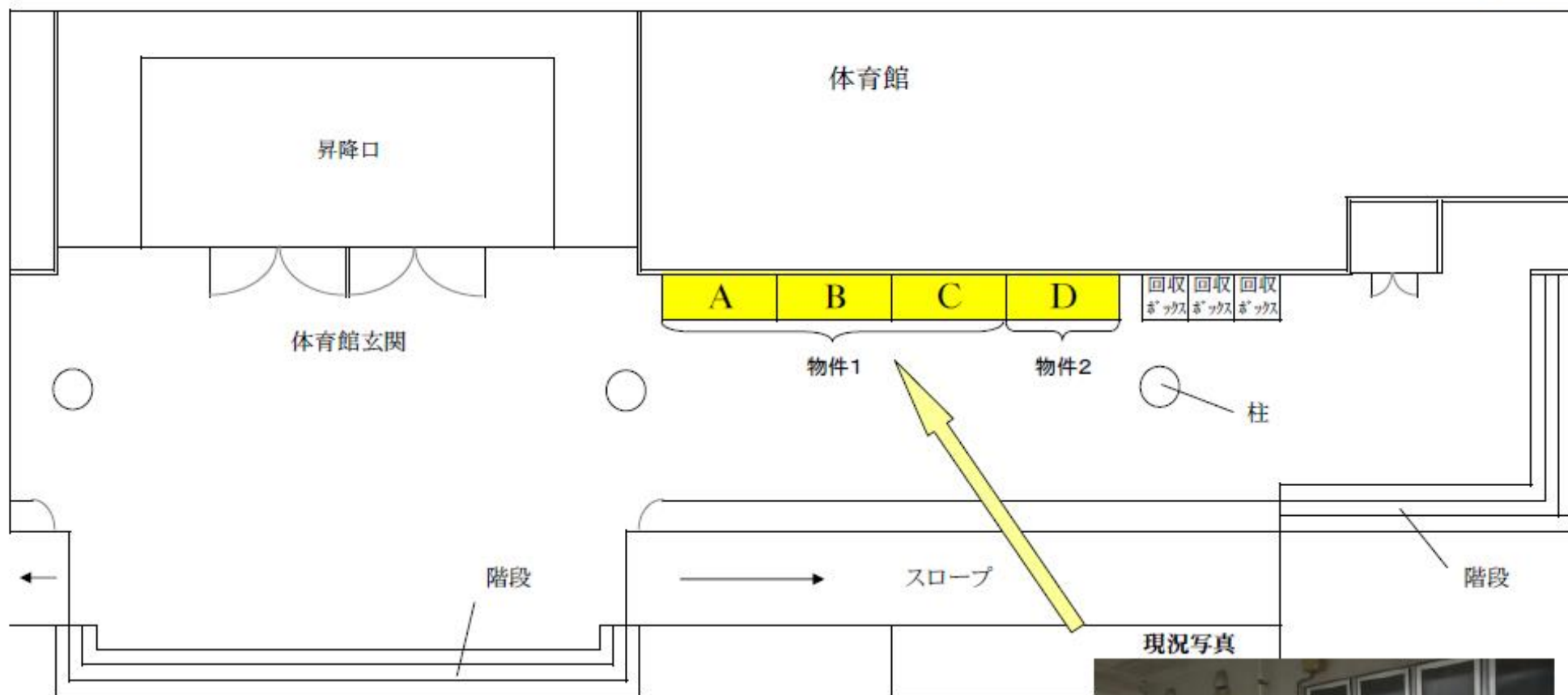
- ① 公募物件4台のうち一業者あたり**1台まで**を応募可能とする。
- ② 販売価格は、標準小売価格より**10円以上値下げ**することとし、且つ**100円を上回らない**こと。
- ③ 使用済み容器の回収は関係者間で協議し、責任を明確にした上で適切に定期的に回収・処理する。
- ④ 故障やトラブルに迅速に対応できること。
- ⑤ トラブルの多い機種については、早急に修理又は取替えること。
- ⑥ 機種の変更は必ず学校と相談すること。
- ⑦ **商品の品目**については**了承を得るもの**とする。
- ⑧ 新たな事項がでたら協議する。

校舎等配置図



※ 留意事項

- ・販売機に車両を横付けすることはできません。



※ 留意事項

- 商品の品目については、必ず応募する前に学校と協議をおこない了承を得てください。
- 販売品目を変更する際も必ず事前に学校と協議をおこない了承を得ること。
- 空き缶等の回収については、設置者間で協議し責任を明確にしたうえで定期的に回収すること。
- 販売機に車両を横付けすることはできません。(スロープを利用しての搬入となります)
- 施設修繕等で販売機の移動が必要になる場合は、学校の指示に従い速やかに移動すること。移動に係る費用は設置者で負担すること。



現況写真